

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を更新しました。

平成二十七年三月二十日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	更新年月 日
社会福祉法 人奈良県手 をつなぐ育 成会	高市郡高取町大 字観覚寺一三八 二	やすらぎの 丘・たかと りワークス	高市郡高取町 大字観覚寺一 三八二	生活介護 施設入所支 援 就労移行支 援（一般型 ） 就労継続支 援（B型）	平成二十 七年三月 十六日
社会福祉法 人以和貴会	香芝市尼寺六一 六	障害者支援 施設ゆらく の里	香芝市尼寺六 一六	生活介護 施設入所支 援 就労移行支 援（一般型 ） 就労継続支 援（B型）	平成二十 七年三月 十六日
社会福祉法 人以和貴会	香芝市尼寺六一 六	ワークサポ ートセンタ ー今人	香芝市今泉四 五一	生活介護 就労移行支 援（一般型 ） 就労継続支 援（B型）	平成二十 七年三月 十六日